

平成28年宇治田原町補正予算特別委員会

平成28年12月16日

午前10時00分開議

議事日程

- 日程第1 議案第54号 平成28年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）
（総務建設常任委員会所管課分）
- 日程第2 議案第60号 宇治田原町職員の給与に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第3 議案第61号 宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第4 議案第57号 平成28年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第58号 平成28年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第54号 平成28年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）
（文教厚生常任委員会所管課分）
- 日程第7 議案第55号 平成28年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第56号 平成28年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）

1. 出席委員

委員長	9番	山内実貴子	委員
副委員長	4番	馬場 哉	委員
	1番	谷口重和	委員
	2番	松本健治	委員
	3番	垣内秋弘	委員
	5番	浅田晃弘	委員
	6番	原田周一	委員
	7番	山本 精	委員
	8番	藤本英樹	委員

10番	今西久美子	委員
11番	谷口 整	委員
12番	田中 修	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町 長	西谷 信夫 君
副 町 長	田中 雅和 君
教 育 長	増田 千秋 君
総 務 部 長	久野村 観光 君
健康福祉部長	光嶋 隆 君
建設事業部長	野田 泰生 君
総 務 課 長	清水 清 君
企画財政課長	奥谷 明 君
企画財政課課長補佐	矢野 里志 君
福祉課課長補佐	廣島 照美 君
介護医療課長	青山 公紀 君
健康児童課長	立原 信子 君
保健センター所長	小川 英人 君
宇治田原保育所長	山下 愛子 君
地域子育て支援センター所長	中田 正代 君
建設環境課長	垣内 清文 君
建設環境課課長補佐	市川 博己 君
プロジェクト推進課長	山下 仁司 君
プロジェクト推進課課長補佐	谷出 智 君
産業観光課長	木原 浩一 君
産業観光課課長補佐	富田 幸彦 君

上 下 水 道 課 長 下 岡 浩 喜 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 村 山 和 弘 君

庶 務 係 長 岡 崎 貴 子 君

開 会 午前10時00分

○委員長（山内実貴子） 皆さん、おはようございます。

本日は、補正予算特別委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご多忙のところご出席をいただきましてありがとうございます。

本日の委員会は、去る12月7日の本会議において上程され、本委員会に付託されました議案第54号、平成28年度一般会計補正予算（第3号）及び各特別会計補正予算4議案の合計5議案につきまして審査を行います。また、関係条例の議案第60号及び議案第61号をあわせて審査いたします。

お手元に配付いたしました日程表により審査を行います。

まことにふなれな委員長ですので、ご迷惑をおかけすることが多々あると思います。重ねて、効率的に委員会が運営されますよう、委員各位のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

また、本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ありがとうございます。

ここで町長から、ご挨拶をお受けしたいと思います。町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、改めましておはようございます。

平成28年第4回定例会も12月7日に開会していただき、その後、一般質問や、また一昨日、昨日と常任委員会を開催いただきまして、大変、師走の公私ご多用のところ、ご苦労さまでございます。

また、本日は補正予算特別委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。大変お世話になります、山内委員長、また馬場副委員長におかれましては、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本委員会に付託されました議案につきましては、議案第54号、平成28年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）をはじめ、7議案でございます。後ほど提案説明をさせていただきますけれども、どうぞご審査を賜りご可決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

また、本日はこの委員会に引き続きまして、新庁舎建設調査検討特別委員会も開催を予定していただいておりますけれども、長時間にわたりますが、最後までよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○委員長（山内実貴子） ありがとうございます。

ただいまの出席委員は12名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の補正予算特別委員会を開きます。

進め方といたしましては、日程にありますように、常任委員会所管ごとの審査とし、まず総務建設常任委員会所管課分より行うことといたします。

討論、採決にあつては、両常任委員会所管分が終了した後、議案順に行いたいと思います。また、先に一般会計補正予算、続いて所管の特別会計補正予算の順に進めてまいります。関係条例につきましては、一般会計補正予算説明後、あわせて議題といたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第54号、平成28年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局より説明を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第54号につきましてご説明申し上げます。

議案第54号、平成28年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正をはじめ、新庁舎建設や宇治田原山手線整備に伴う事業費の追加、また国の補正予算に関連した臨時福祉給付金事業費や地籍調査事業費などを補正するものであり、補正額は2億2,957万4,000円の追加となり、補正後の予算総額を46億7,575万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、後ほど担当課長よりご説明を申し上げますので、どうかよろしくご審査賜り、ご可決いただきますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 奥谷企画財政課長。

○企画財政課長（奥谷 明） おはようございます。

それでは、私のほうから、平成28年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）に關しましてご説明を申し上げたいと存じます。

使わせていただく資料といたしましては、4種類ございます。まず、1枚にまとめました12月補正予算の概要ということで、各会計の全般を入れております。まず、1枚物がおありかと思えます。ここで全体のご説明を申し上げまして、一般会計補正予算（第3号）、議案第54号の議案書でございます。これと、一般会計の補正予算案主要事項調書というものがあろうかと思えます。これと、もう一つ、横長にこの表でございます。平成28年度一般会計12月補正予算（第3号）概要というもので、この4種類

を用いましてご説明を申し上げたいと存じます。

まず、1枚目の各会計全体の概要でございますが、この1枚物の資料でございますが、ただいま町長が申しあげましたように、今般の補正予算でございますけれども、新庁舎建設や宇治田原山手線整備など大型公共事業の進捗に伴います事業費を追加させていただきますほか、国の補正予算に関連いたしました臨時福祉給付金事業や地籍調査事業に係る経費を追加させていただくものでございます。また、第5次まちづくり総合計画に基づく取り組みといたしまして、ふるさと納税の促進ですとか保育施設の充実を図りますほか、給与改定等を反映いたしまして、各会計の職員人件費補正等を行うものでございます。

補正予算規模といたしましては、まず一般会計（第3号）補正予算でございますけれども、補正前の予算額が4億4,618万2,000円、これに対しまして今回補正をお願いいたしますのが2億2,957万4,000円の追加補正でございます。補正後の予算額を4億7,575万6,000円とさせていただきますものでございます。

以下、国民健康保険特別会計（第3号）、介護保険特別会計（第2号）、公共下水道事業特別会計（第1号）、水道事業会計（第1号）、それぞれの補正予算も計上させていただいております。これらにつきましては、後ほどまた各案件でご説明をさせていただきますと存じますが、補正予算額は、以上ここに記載させていただいております内容でございます。

それでは、一般会計補正予算の概要をご説明申し上げたいと存じます。主に、この補正予算、主要事項調書とこの横長の表で申し上げたいと存じます。

横長の表からごらんください。

まず、私のほうからは、総務建設常任委員会所管関係の補正予算概要につきましてご説明を申し上げたいと存じます。

この横長の表でございますが、まず1番目、総務課所管でございます。職員人件費に関する補正でございます。1,379万1,000円を追加補正させていただくものでございまして、これは後ほどご説明をさせていただきます議案第60号、給与条例の改正案件でございますけれども、それに伴います給与改定、また職員の人事異動等に伴います職員人件費の補正をさせていただくものでございまして、一般会計は、今申し上げた数字でございますけれども、各会計の数字、人件費の数値につきましては、一番右の備考欄に掲げさせていただいておりますとおりでございます。会計によりまして追加補正、また減額補正をお願いするものでございまして、合計いたしますと、職員人件費関

係では293万1,000円の追加となるものでございます。

続きまして、2番目、企画財政課所管のふるさと応援基金積み立て10万円を追加補正させていただいております。これにつきましては、ふるさと納税といたしまして10万円をいただきましたことから、本町ではふるさと納税をいただいた場合には、次代を担う子どもたちを育む施策を推進するということで、ふるさと応援基金という基金を持っております。そちらに、いただいた10万円を積み立てさせていただくべく、10万円の補正をさせていただくものでございます。ちなみに、このふるさと応援基金の残高でございますが、この10万円を足しまして、平成28年度末の予定でございますけれども、約254万円となる見込みでございます。

続きまして、3番目、同じく企画財政課のふるさと納税推進事業費41万3,000円を追加補正させていただくものでございます。これにつきましては、ふるさと納税の返礼品として町の特産品を送付させていただきますとともに、ふるさと納税の民間ポータルサイトを活用したPRを実施しようというもので、41万3,000円の追加でございます。

これにつきましては、縦長の主要事項調書の1ページをごらんください。縦長の表のほうでございます。主要事項調書、よろしいでしょうか。こちらの1ページに、ふるさと納税推進事業というように書かせていただいております。こちらのほうでご説明させていただきたいと思っております。

そもそも、本町のふるさと納税に関しましては、これまでいただいたご寄附に対しましてお茶だけをお返ししておったんですけれども、平成27年度の3月補正、繰越事業として28年度で実施させていただいておるものでございますが、そこにおきまして、今後、本町としては、町の特産品をいろいろ町内企業さんから募集する中でお礼品としてお返ししようということで、そもそも27年度の3月補正でご可決いただきまして、取り組みを進めてまいりました。これを受けまして、この12月5日から新しい特産品のお礼ということで進めております。

内容といたしましては、この真ん中の表にございますように、例えば寄附金額を100とした場合とございますが、例えば1万円をいただいたとお考えいただきますと、その半分5,000円分を納税いただいた方にお返ししよう。もし1万円いただきますと5,000円相当の返礼品をお返しすると。それは、町内から募集させていただきました事業者さんがご登録いただきました特産品を選んでいただいて、お返ししようというものでございます。いただいた分につきましては、本町からその費用を負担すると

いう予定でございますが、1万円をいただいて5,000円相当をお返しするんですけども、その返礼を送付いただいた事業者さんには、本町からは4,000円分だけをお支払いさせていただきまして、残る1,000円分は事業者さんのご負担ということになりまして、ただ逆に、その事業者さんのチラシとかパンフレットとか、そういう宣伝を入れていただくことも可能とさせていただくことによりまして、いろいろな町の宣伝、また事業者さんの宣伝、ひいては宇治田原町のPRにつながろうかというものでございます。先ほども申し上げましたように、これを新しいルールで12月5日からスタートしておりまして、募集いたしました結果は、55品目20事業者さんの募集が集まりましてスタートしております。

今回の補正でございますが、そもそも昨年度の補正を見ていただきましたのが20万円でございますので、これだけ返礼品の応募をいただくことによりまして、もっと多数の納税がいただけるのではないかとということで、一定プラスアルファさせていただきます返礼品の費用としてプラスアルファさせていただく費用、それとあわせまして、年明けには、現在はカタログを見て納付していただく状況しかないんですけども、民間ポータルサイト「ふるさとチョイス」というような民間ポータルサイトがございます。イメージとしては、例えばネットショッピングのような状況をイメージしていただければわかりやすいかと思っておりますけれども、そういうサイトを進んでいただくと、本町の特産品を選んでいただいて納税していただけると。それを、年明け1月から始めたいと考えておりまして、4月からはクレジットカードによる決済等もこのポータルサイトの中でできるようなことを進めていきたいというように考えておりまして、このサイトへの登録、諸手続費用、そういうものも含めまして今回41万3,000円を補正計上させていただいておるものでございます。

続きまして、もう一度また横長の表にお戻りいただきたいんですけども、1ページめくっていただきまして、2ページをごらんください。

9番、建設環境課所管でございます。地籍調査事業費2,738万円の追加補正でございます。これは、国土調査費補助金の追加交付に伴います地籍調査事業費の追加ということで、国の補正予算を追加いただきましたことから追加補正させていただくもので、これも主要事項調書の4ページをごらんください。

この事業につきましては、当初予算で962万円を計上させていただいておりまして、今回2,738万円を追加補正させていただくものでございますが、まず地籍調査と申しますのは、土地の取引の円滑化ですとか課税の適正化、また土地に係るトラブル防止

のため、土地の境界とか面積の測量、確定を進めるものでございまして、基本的には1調査区を3期間、要は3年で進めようというものでございまして、1年目は例えば基準点の整地とか測量に入りまして、2年目で実際の現地調査ですとか現地立ち会いをお願いいたしまして、最終3年目で地籍図とか地籍簿の最終作成、完成というような、3年でトータル事業を進めようというものでございまして、もともと当初予算でいただいております費用は、南地区における1年目の費用を計上させていただいております。それにプラスいたしまして、このたび国からの補正予算が再度さらにつきましたものですから、南の2年目の部分、また新たに岩山と立川の1年目分、第1期目分を実施させていただきたく、今回補正させていただきます。

後ほどまたご説明させていただきますが、この事業につきましては、当初の費用の一部と合わせまして明許繰越、来年度へ一部繰り越しをさせていただきたいと考えております。

また、横長の表に戻らせていただきますけれども、続きまして10番目と11番目、建設環境課の町道新設改良事業費と道路施設長寿命化修繕事業費でございますが、これにつきましては、補正予算額はゼロでございますが、財源の更正をさせていただいております。いずれも、国の交付金が確定いたしました。当初見ておりましたよりも下がりましたことから、国の費用を減額させていただきまして、かわりに町債のほうを計上させていただくことによりまして、財源更正を図っております。

続きまして、12番、プロジェクト推進課の所管でございます。新庁舎の建設事業費1億500万円を追加補正させていただいております。新庁舎建設の基本設計及び実施設計費用でございますが、これにつきましては、主要事項調書の5ページをごらんください。

これもまた本日、特別委員会もお開きいただくところでございますが、今回の補正予算におきまして、基本設計及び実施設計の費用を計上させていただいております。内容といたしましては、今申し上げました建物の基本実施設計業務、また中身的には模型の作成ですとか、実質調査とか、そういう積算業務に対する公的な機関の支援をいただくような費用、そういうようなものも合わせまして今回の補正をさせていただいております。

経過等につきましては、こちらにございますとおり、11月に新庁舎建設基本計画の委員会から意見具申をいただきまして、それを今般、また議会でもご説明させていただく中、本町として12月をめどに基本計画を策定してまいりたい。それを受けまして、

補正予算もご可決いただきました折には、年明け早々には業者決定の手続に入りまして、実際には来年度、約1年間をかけまして、こういう設計業務を行っていかうというようなスケジュールでございます。

また、横長のほうに戻らせていただきます。

13番目、プロジェクト推進課、宇治田原山手線整備事業費でございます。これにつきましては、宇治田原山手線の国道307号以北の整備に係る工事委託費を追加させていただくものでございまして、これは調書の6ページをごらんください。

これも当初予算におきまして1億2,002万7,000円を計上させていただいておりますが、これは基本的に用地に関するもので、28年度予算でやり切りたいと考えております。

このたび補正予算を上げさせていただきました5,276万円でございますけれども、今申し上げました国道307号線以北の滋賀県境まで約1.2kmの工事に対しまして、ネクスコさんへの工事委託を行おうとするものでございます。下にも書いてございますように、債務負担行為を29年度から31年度までとらせていただくことによりまして、トータルこの28年度から31年度にかけての事業ということで実施させていただきたいと考えておるものでございます。これも、繰り越しをさせていただいて、トータルで事業を進めさせていただきたいと考えております。

続きまして、14番、産業観光課所管でございます。末山くつわ池自然公園の管理運営事業費でございます。これにつきましては、町の指定管理としてお願いしておるものでございますが、末山くつわ池自然公園内の外灯の修繕並びに給水ポンプの施設の更新を交渉いたしましたもので、更新を実施するものでございます。227万8,000円を追加補正させていただいております。

それから、15番目、上下水道課所管でございます。公共下水道事業特別会計への繰出金でございますが、人件費の補正に伴いまして1名減となっておりますので、871万3,000円の減額補正でございます。

1ページをおめくりください。3ページ目でございます。

16番目、議会事務局所管の関係でございますが、議員の皆様方等の報酬に关します補正でございます。68万3,000円の追加補正でございます。これにつきましても、議案第61号の議員報酬、費用弁償等の条例改正をご説明させていただきますが、その制度改正等に伴います議員報酬等の追加額でございます。

以上、全部門、一般会計に关します総額で2億2,957万4,000円の追加補正

予算となっておりまして、財源といたしましては、国2,573万7,000円、府1,984万8,000円、寄附金として10万円、町債といたしまして1億3,880万円の特定財源を充てさせていただきまして、一般財源といたしましては4,508万9,000円を計上させていただいております。なお、この一般財源につきましては、前年度の繰越金を充当させていただいております。

もう1ページおあげください。

先ほども申し上げましたが、今回の補正に伴いまして、繰越明許費並びに債務負担行為を計上させていただいております。予算書のほうですと4ページになるんですけども、概要を見ていただきましたらおわかりのとおり、まず1番目、建設環境課の、先ほど申しました地籍調査事業費でございますけれども、当初の費用の一部と今回の補正分、総額合わせまして3,250万円を繰り越しさせていただきたいと。それから、2番目のプロジェクト推進課の所管の分でございますが、新庁舎の建設事業費、これにつきましては、補正予算の全額1億500万円を繰り越しさせていただきたいと。それから、3番目、プロジェクト推進課、宇治田原山手線整備事業費5,576万円、これも補正全額でございますが、繰り越しをさせていただきまして、次年度へも続けて事業をさせていただこうとするものでございます。

なお、予算書の4ページの後段でございますが、債務負担行為を計上させていただいております。宇治田原山手線整備事業費といたしまして6億4,424万円の額を計上させていただいております。ごらんいただきましたらわかりますように、この上段の3、宇治田原山手線整備事業費の5,576万円と、この債務負担行為の6億4,424万円を足しますと、おわかりのとおり、全体で7億円にちょうどなるものでございます。それを上限といたしまして、28年度から31年度にかけて、現在上限を7億円といたしましてネクスコさんのほうに工事委託を進めていこうというもので、今年度の予算、繰り越しさせていただきますが、それとあわせまして後年度におきましても事業を継続して実施させていただこうとするものでございます。

以上、私のほうから一般会計補正予算のうち、総務建設常任委員会に関する部分につきましてご説明をさせていただきました。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりました。

次に、人件費補正予算に関連いたします議案として、日程第2、議案第60号、宇治田原町職員の給与に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて及び日程第3、議案第61号、宇治田原町議会の

議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてをあわせて議題といたします。

まず、当局より説明を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第60号及び議案第61号につきまして、あわせてご説明を申し上げます。

議案第60号、宇治田原町職員の給与に関する条例及び特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて及び議案第61号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、いずれも平成28年8月8日の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が平成28年11月24日に交付され、同日から施行されたことに伴い、これに準じて所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。どうかよろしくご審査賜り、ご可決いただきますようお願いを申し上げます。

○委員長（山内実貴子） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） それでは、私のほうからは、議案第60号及び議案第61号につきましてご説明をさせていただきたいと存じます。

お手元の資料、A4の縦長1枚物の資料、議案第60号と議案第61号、（概要）というものがあろうかと思いますが、そちらを用いましてご説明させていただきたいと思っております。

まず、議案第60号につきましては、先ほど町長の説明にもありましたとおり、平成28年8月8日の人事院勧告を受けまして、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等が11月24日に公布、施行されたことに伴いまして、本町におきましても、法に準じて改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、資料のほうをごらんいただきたいと思います。

まず、(1)宇治田原町職員の給与に関する条例でございます。

①としまして、勤勉手当の支給率を0.1月引き上げ、一般職員1.6月を1.7月に、管理職員2.0月を2.1月に改正するものでございます。次に、②扶養手当支給額の見直しといたしまして、配偶者及び父母を6,500円に、子1万円に改正するもので、受給者の影響をできるだけ少なくするため、ごらんの表のとおり段階的に改正するものでございます。次に③給料表の改定につきましては、若年層を重点的に引き上げ

をすることを基本といたしまして、平均0.2%、400円の引き上げをいたしたく提案させていただくものでございます。

次に、(2)特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例につきましては、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給率を0.1月引き上げ、3.15月を3.25月に改正するものでございます。

それから、もう1枚、61号のほうでございます。

議案第61号につきましても、議案第60号と同様の理由によりまして、議員の期末手当支給率を0.1月引き上げ、現行の3.15月から3.25月に改正するものでございます。

議案第60号また議案第61号ともに、国に準じて改正をするものでございます。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりました。

それでは、日程第1から順次質疑に入りたいと思います。

まず、議案第54号に係る総務建設常任委員会所管課分について、質疑のある方はページ数など明確に指定をし、簡潔に質問をお願いいたします。質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） それでは、何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず、これは第60号等にも関連するんですけども、今回の人件費の改定なんですけれども、人事院勧告に準じて改定をされるというふうに思うんですが、改定をされるについて、職員団体との協議はどのようなふうになっているのか、1点まずはお聞きをしたいと思います。

○委員長（山内実貴子） 清水課長。

○総務課長（清水 清） ご答弁申し上げます。

本町、宇治田原町職員組合のほうから要求、2016信任改定に関する要求書というものを11月11日付で提出がございまして、その改定につきまして、12月1日に妥結書をいただいたところでございます。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 谷口整委員。

○委員（谷口 整） 職員団体、いわゆる労働組合との妥結で出されたということがわかりました。

次に、給与改定の今後の流れ、支給の時期、これはいつごろ予定されていますか。

○委員長（山内実貴子） 清水課長。

○総務課長（清水 清） 概要のほうで説明をさせていただきますと、(1)の①につきましては、平成28年12月1日で改定、施行したいと考えております。

また、②の扶養手当につきましては、29年4月1日からの施行と考えております。

また、③の給料表の見直しにつきましては、28年4月1日までさかのぼって適用したいというふうに考えておるところでございます。

○委員長（山内実貴子） 清水課長、支給時期を聞いておられます。清水課長。

○総務課長（清水 清） 失礼をいたしました。

支給につきましては、ちょっと今のところ、いつからというのが決まっていなくて、すけれども、至急に支給時期を決定してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（山内実貴子） 谷口整委員。

○委員（谷口 整） 支給時期が決まっていないとは、先ほど職員団体、組合との交渉で妥結をされたということですので、恐らくその妥結の中に年内に支払いするだとか、年越すだとか、そういうこともあったのかなということも含めて最初に確認させていただいたんですけれども。

○委員長（山内実貴子） 久野村部長。

○総務部長（久野村観光） どうも失礼いたします。

先ほどの谷口委員のご質問でございますが、組合との妥結という形で、この補正予算のほうの議決をいただけるのが12月20日と、最終日という予定をさせていただいておりますので、その後の事務処理等がありまして、あと差額につきましては事務処理をさせていただきますして、組合とも年明けという形で調整をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（山内実貴子） 谷口整委員。

○委員（谷口 整） 今、年明けということでお答えをいただいているんですけれども、先ほどの説明にありましたように、給与ベースについては4月1日にさかのぼって、遡及適用ですね。

本来、考え方とすれば、4月にもらっていない部分がおくれているわけなので、私の言いたかったのは、できるだけ早く職員さんに支給をしていただきたいなど。特にやはり給与というのは一つのモチベーションにもかかわる問題ですので、確かに年末調整等の手続とかがあるんでしょうけれども、できるものならばやっぱり年内に、ことしの分はことしと言いかたはおかしいですけれども、1週間の正月の休みがありますけれども、年内に支給していただいて、金額的にはそんなに大きな金額ではないと思うんですけ

れども、やはり職員さんのモチベーションを高めていただきたいという思いで質問したわけであります。できれば、いろいろ計算等、大変だと思うんですけども、そのあたり考えていただきたいなということを思って、この件については質問をさせていただいたようなことですので、そのあたりできるだけ早く執行していただくようお願いをいたします。

次に、ふるさと納税の関係なんですけれども、先ほど、基金に10万円、今年度積み立てをされるということで、その前段の説明で、100あれば50が町に残る、50じゃないんですか、60ですか。いやいやちゃうね、50のうちの50は納税者にお返しをするけれども、町の持ち分は40。それで、50が町に残る。その10がどうなったのかようわからへんねんけれども、恐らく今回の10万円は、昨年が20万円やったんで、その半分の10万を基金に積み立てられるということですか。そうじゃないんですか。

○委員長（山内実貴子） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） まず、制度概要をもう一度申し上げたいと存じます。

ただいま谷口委員おっしゃいましたように、例えば1万円をいただきますとすると、もちろんその1万円が入ってくるわけでございますけれども、それに対するお礼は5,000円相当なだけけれども、私どもがお送りいただく事業者さんには4,000円しかお支払いしませんので、引くと6,000円実入りになるといいますか、そういう勘定になるんですが、そういう制度のもとの中で、今回補正させていただきました10万円というのは、10万円の納税をいただきまして、そのいただいたことに対するお礼品ではなくて、いただいた10万円をそのまま基金に積ませていただく費用を10万円、基金にさせていただくものでございます。

それで、今回補正予算として上げさせていただいておるのは、このお礼品の費用でございます。ちょっとわかりにくい説明で申しわけないかと思っておりますけれども、今回の補正は返礼品ですとか、ふるさとポータルサイトに載せる手続費用、そういうものを今回補正、支出させていただく費用としての費用でございます。10万円の補正は、いただいたお金を基金に積む費用ですということでご理解いただければと存じます。

○委員長（山内実貴子） 谷口整委員。

○委員（谷口 整） とういうことは、そしたら、ふるさと納税された金額は、全額基金に積み立てられているということですか。

○委員長（山内実貴子） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） そのとおりでございます。現状、本町の場合は、このふるさと応援基金に積ませていただきまして、実際に未来の子どもたちの施策を計上させていただいた折には、その基金から繰り入れいたしまして、具体的な事業に充てさせていただこうとするものでございます。以上です。

○委員長（山内実貴子） 谷口整委員。

○委員（谷口 整） ということは、そしたら、ふるさと納税していただいた全額を基金に積み立てて、その半分は納税者にお返しされるけれども、町の持ち分は半分ではなく4割やということで、結果としては、収入の部分で見れば、基金に積み立てるんで、それは積み立てということはちょっとおいておいて、一般財源として使える金は、逆にこの褒賞品分が出ていくんで、減るという言い方はちょっとおかしいんですけども、そういうようなシステムということなんですね。

○委員長（山内実貴子） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） そのとおりでございます。

○委員長（山内実貴子） 谷口整委員。

○委員（谷口 整） 今、既に254万円、基金に積み立てをされているということなんですけれども、ことしの見込みが70万ほどでしたかいな。ことしのふるさと納税の金額の見込みと、町税に占めるその割合、極めて少ないとは思うんですけども、このあたりはどうなんですか。

○委員長（山内実貴子） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） 見込みと申しますか、昨年度の実績を申し上げますと、本町には19件で75万5,000円をいただきました。それが、昨年度の実績でございます。今年度の入といたしましては、私どもの入のほうの予算計上といたしましては、いただいたその都度、それぞれの定例議会のほうで補正予算をさせていただくスタイルをとっておりますので、当初予算でこれぐらいいただけるであろうと、その基金積み立て分として計上はいたしておりません。このようにいただいたものを、今回のように10万円積ませていただくというような考えでおるんですが、ただ、ちなみに、27年度の3月補正でお返しを20万円補正予算させていただいておりますので、そのうちお礼品としては13万円を見込んでございます。13万円をお礼品とするならば、この4割相当で逆算いたしますと、割りかえいたしますと、三十数万相当の入はいただけるのではなからうか。去年の75万に対しまして、まずはそれだけ相当ということで算定したんですが、このたび、こういう55品目20事業者さんからいただきましたことで、

これはもっといただけるのではないかということで、今回さらにお礼品を40万円分補正予算させていただきまして、この40万円を4割と逆算すると100万円程度の入をいただければということで、逆に出を組んでおるような次第でございます。以上です。

○委員長（山内実貴子） 谷口整委員。

○委員（谷口 整） 確かに、ふるさと納税の金額を未来のために基金に積むということは、非常にいい制度やなというふうに改めて感心しているんですけども、今回、その返礼品もかなり充実をされて、町の特産品を多数返礼品でお返しされる。それも、事業者に1割の負担を求めるといふ、うまく三方よしのやり方をやってはるんだなということで感心をしているんですけども、自治体によっては、その町税の金額よりも上回るようなかなりたくさんふるさと納税をされている自治体もありますよね。そんな中で、それはそれでうまく返礼等をやる中でやっておられるんだと思うんですけども、これ、将来に向けて、今回こういう形で充実されたということは、もっともふるさと納税をふやしていこうというふうに考えておられるんだと思うんですけども、将来に向けてこのあたりはどうなんでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） このふるさと納税に対する御礼品という考え方は、全国でもいろいろ出ておまして、例えば国からも、余り過度な返礼品は差し控えるべきと。それは、そもそものふるさと納税の趣旨から照らすと、過度なものは差し控えるべき。特に、金券ですとか、高額な例えば電化製品とか、換金性のあるものとか、そういうようなものはできるだけ差し控えるように、どれだけがあかんということではないんですけども、できるだけ過度なことはないようにと。

それで、先ほども言いましたように、民間のポータルサイトにも載せさせていただこうという予定でございますが、その民間のサイトも、そのサイトさんのほうで自主規制をされておられまして、基本的に返礼品の5割を超えるようなものには受け付けませんよというようなスタイルもとられておりますことから、一般的には5割以内というところでされておられる団体さんが多いようでございます。

そういう中で、本町としての考え方でございますけれども、本来、お礼品なしに納税いただけるというのが一番ありがたいことですが、やはり本町に限らず、最近これがはやっておるといふのは、その自治体のお礼の気持ち、プラス、その自治体のPRという部分も兼ねてされておられます。そういう中で、本町としても5割相当、実際の負担は4割しかご負担させていただきませんが、その一定、そういう程度のご負担をさせて

いただき、また町内事業者さんの宣伝にもなればということで、今後、必ずしも将来ずっとわたってとは言いませんが、まずはこういうことでスタートさせていただきまして、どれぐらい納税いただけるのか、皆様のご意見もお伺いする中で、また今後の方策を考えていければと考えております。以上です。

○委員長（山内実貴子） 谷口整委員。

○委員（谷口 整） 確かに町のPRになり、未来の子どもさんというんですか、次の世代へ向けての積み立ても含めて、先ほども言いましたようにいい制度なんで、うまくこれが回っていくように、検証もしながら進めていっていただきたいなというふうに思います。

それと、もう一点、地籍調査についてお伺いをしたいと思うんですけれども、今回、補助金等がふえたということで追加をされるようなんですけれども、これ、まずここだけではなく、例えば2線引き等の部分もあるでしょうし、また公図の混乱というか、きちっとできていない部分もあるんです。この辺との関連はどうなるんですか。

○委員長（山内実貴子） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 地籍調査と申しますのが、おっしゃられますように、町全部の公図が今、法務局にあるんですけれども、そちらのほうに存在しますそれぞれの地番、それから、おっしゃられました2線引き、本町でしたら里道、もろもろ民地以外の官有地もございます。そういったやつを含めて、全て境界の確定の業務を実施いたします。それによって、各地番の面積、それから境界が全て決まりますので、そういった作業を3年間かけて実施するものです。ですので、混乱している部分は、若干それは修正できることになりまして、2線引きでも未確定のところは確定できることにもなります。

ということで、長期間になると思うんですけれども、これを進めていくことで、今現在未確定のところ、それから地籍が確定していないところを全て修正といいますか、整理していく作業になることでございます。

○委員長（山内実貴子） 谷口整委員。

○委員（谷口 整） 今回の地域だけに限らず、町全体としていろんなところがあると思うんですけれども、将来にわたっても当然続けていかれるんだと思いますし、これ大変な作業ですよ。今、言われた法定外の公共物の確定も含めて大変な事業だとは思いますが、特に私言いたかったのは、奥山田の公図というのがだんご図になっておるんです。ですので、非常にあれでは全くわからんような公図にもなっているような状況もあるので、いずれ奥山田のほうについてもこの地籍調査等で対応していただ

くことにはなるのでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） おっしゃるとおり、今は現在、南地域から、来期におきましては岩山、立川地域へと移っていくことなんです、当然、宇治田原町全域の地籍調査をするというのが目標でございますので、おっしゃられましたように、確かに奥山田の公図は非常にわかりにくい公図になっております。そういったものを現地確認することで全ての地籍を決めていくという作業ですので、今後も続けてまいります。もちろん奥山田も、目標としてはする予定でございます。以上です。

○委員長（山内実貴子） 谷口整委員。

○委員（谷口 整） その辺を、最終、町全体というのをお聞きしたかったんですけども、冒頭の説明にありましたように、土地の取引等でも、境界なり図面というのは非常に大事なもので、それに限らず、町なり、いろんな事業をされる公共事業の場合も当然それにかかわってきますので、できるだけ早く、町全体がこの事業をできるようにお願いをしておきまして、質問を終了します。以上です。

○委員長（山内実貴子） ほかにございませんか。松本委員。

○委員（松本健治） 今の地籍調査の関係、ちょっと教えていただきたいと思うんですが、先行自治体としては、城陽とおっしゃいましたですか、よくやっているのは。

○委員長（山内実貴子） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） ちょっとそこまで細かく調べていないですけども、確か京田辺市さんは、もう先にやっておられます。城陽市さんは、今やられかけたところだと思います。

○委員長（山内実貴子） 松本委員。

○委員（松本健治） この趣旨というのは、非常にこういう山の管理という面で非常に地権者も困っておられるというか、地域にとっても関連性が、今、特に災害等の関係であるわけです。特に今お聞きした京田辺、城陽というところが、先行がどの程度先行されているのかわからないんですけども、町として、進捗状況また活用の状況とかそういう点について、この狙いどおりなっているのかどうか。この辺がちょっとわからないので教えてほしいんですが、そういうところについてはどうですか。

○委員長（山内実貴子） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） すみません。よその地、城陽とか田辺での状況ということでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 松本委員。

○委員（松本健治） 要するに、先行しているところが、こういう活用面で、余り……

○委員長（山内実貴子） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） すみませんでした。

そこまで今、城陽市のほうは進めておられなかったと思いますので、それは今後だと思えます。

それで、京田辺市のほうは、いつかはちょっとはっきり数字はわからないですけども、随分と前に先行して、市全域のほうをされているというふうには伺っております。ただ、測量の精度ですとかということが、昨今、昔と現在とでは非常に精度も違うので、若干のその辺の修正をされていかなければならないというふうな情報は聞いております。

今、議員おっしゃられますような活用の部分では、私ども今考えております境界確定、いわゆる山とかそういった山林以外のところの境界については、民間の活用の中でも、それから町の道路事業の中でも境界確定を進めておりますけれども、山林とかは特に今進めておらない状況でございます。

ですので、今後、町としましては、こういった地籍調査を進めることで、まずは、例えば今現在やっているのも山手線沿いを中心に進めるとしておりますので、そういった将来の町事業、それから民間で行われていくでしょうこれからの都市計画の中での事業の活用に生かされるものだというふうには考えております。以上です。

○委員長（山内実貴子） 松本委員。

○委員（松本健治） 結構ですけれども、これ、どの程度先に先行しているのか、京田辺はわかりませんが、我々の町内の活用の目的、仕方がある程度考えてやっておられるのか、その辺について京田辺の状況とか城陽とかいうのも、ちょっと情報として調べておいてほしいなというふうに思います。以上です。

○委員長（山内実貴子） ほかにございませんか。馬場委員。

○副委員長（馬場 哉） 主要調書の6ページです。宇治田原町山手線整備事業。1億2,000万、これは取得費用だと思うんですけども、今回、工事費等で1億7,000万の補正が上がっております。それと、29年度から31年度の上限ということで約6億4,000万の負担行為がついております。総額でいくと8億2,000万ぐらいになるかと思うんですけども。違いました、負担行為で6億が上限、7億……すみません。

○委員長（山内実貴子） もう一度お願いします。

○副委員長（馬場 哉） それで、総務建設のほうの資料の中で、ネクスコさんとの取り決めで町の負担が41%、ネクスコの負担が59%と載っていますけれども、これ逆算しますと、総額でいくと約20億円の整備費になるかと思うんですけれども、その20億円が1.2kmの道を20億円と、ぱっと我々感覚的にわからないんですけれども、それが高いかどうかの質問をしたくて、今回質問させてもらいました。まず、僕が言うた数字等々で間違いございませんか。

○委員長（山内実貴子） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） ただいまのご質問に対する回答なんですけれども、まず予算の関係でいきますと、おっしゃっていただいた8億という数字につきましては、土地取得代も含めの数字でございまして、土地取得につきましては、平成27年度から取得をさせていただいています関係から、いうたら土地取得の議案も今般出させていただいていますけれども、総額として3億8,000万強の予算規模になってございます。それで、今般のお願いします債務負担行為と今回補正をさせていただいています5,576万を含めますと、10億を超える数字になってくるという形になります。

数字的にはそういったことになるんですけれども、おっしゃっていただいています費用といいますか単価でいきますと、平成23年度に山手線の一部でございまして南バイパスを開通、京都府の事業でしていただきました。この事業に係ります費用が、用地代含め平米単価としまして120万ぐらいかかってございます。それで、南バイパスを見ていただくとわかるんですけれども、大きな切り土、また盛り土区間、住宅地のほうに入っていきますと、農地のほうを買収されて事業をされているというようなところでございまして、建設コスト的には抑えられた事業であろうというふうには認識をしているところでございます。

今般の宇治田原山手線の以北分につきましては、1.2キロございますけれども、ほぼ大きな切土と大きな盛り土の工事になってございます。からしますと、先ほどおっしゃっていた単価でいきますと、用地代を含め恐らく160万とかというような数字になってくるかというふうには思います。それからしますと、やっぱり1.5倍ぐらいの単価になってございますので、大きな費用がかかっているなというふうには見えがちなんですけれども、工事内容からいたしますと、ほぼ納得のいける数字なのかなというふうに思います。

それとあわせて、当時23年に開通しました南バイパスにつきましては、供用までにほぼ20年ぐらいはかかってございます。そのときの例えば消費税でありましたり、

その当時は3%、その後5%、現在は8%というようなことにもなってございますし、あわせまして、現在その労務単価でありましたり資材なんかにつきましてもコストアップがされている状況でございますので、その辺も加味しますと、ほぼ納得のいける数字ではあるのかなというふうに思います。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 馬場委員。

○副委員長（馬場 哉） それぐらいするもんやというのが、よくわかりました。すみませんでした。ご苦労さまです。

いわゆる、先ほどおっしゃった平米というのは、1mつくるのにとという意味ですか。ごめんなさい、すみません。よくわからない。

○委員長（山内実貴子） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 1mの面積をつくるという計算をさせていただいた数字でございます。

○委員長（山内実貴子） よろしいですか。

○副委員長（馬場 哉） はい、結構です。

○委員長（山内実貴子） ほかにございませんか。馬場委員。

○副委員長（馬場 哉） それから、主要調書の5ページです。新庁舎建設事業で、経過の説明とこれからの予定が書いていますけれども、パブリックコメントの実施ですけれども、これについて、基本設計と実施設計が終わってからパブリックコメントという、ちょっとその時間的なところでどういうパブリックコメントを仕はるのかをお聞きしたいんです。

○委員長（山内実貴子） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） この後、お願いをしております特別委員会のほうでもご報告をさせていただきたいというようなことではございますが、今ご報告させていただいてもよろしいですね。

（「特別委員会で聞いたらええやん」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） では、特別委員会のおきにお願いします。よろしいですか。

○副委員長（馬場 哉） 結構です。

○委員長（山内実貴子） では、ほかにございませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 先ほどの馬場委員さんのお話に山手線のお話がありましたけれども、ネクスコとの負担割合の話がありましたけれども、ちょっとこれでいうと、9m道路のうち4mがネクスコということやと私は認識をしているんですが、負担割合が町が

41%、ネクスコが59%というのは、ちょっと割合からいうてどうなのかなと。馬場委員のお話の中にあつたので、その辺をちょっと教えていただきたいんですけども。

○委員（今西久美子） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 山手線の緑苑坂以北に関しましては、現在、緑苑坂までの間につきましては、道路幅16mで整備されてございます。それで、滋賀県に向きましての道路につきましては、1.2キロにつきましては、道路幅9mで整備しているという計画でございます。

そのうち、ネクスコのほうで4mの工事用道路が必要だというようなことでお話があつたわけなんですけれども、もともと山手線の以北分につきましては、町のほうから、何とか工事用道路として利用いただくことによって道路整備費用を抑制しているというような趣旨があつたわけでございます。その中で、できるだけ町が負担を少なくするようなことで考えていただきたいと、常々こちらのほうは要望してきたところでございます。

それで、今おっしゃっていただいたように、9m幅の4m分について工事用道路、残りが5mでございますので、普通、通常で考えますと、いうたら5m分が55.6%の負担で、4m分が44.4%の負担というような形で、町のほうが費用負担が大きくなるのが普通じゃないかというようなことかというふうに思うんですけども、そのあたりにつきましては、できるだけネクスコさんのほうに持っていただけるものは持たせていただく。また当然、工事用道路といいましても、のり切りをするのに安定な形でのり切りをしていただくというのが必要になってくるかというふうに思います。

そういったことも考え、いろんなことをあわせてなんですけれども、ネクスコさんが町よりも負担の多い59%という形で今般ご協議が整つたということで、先日の委員会でも報告させていただいたところでございます。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 今西委員。

○委員（今西久美子） わかりました。

それと今、新庁舎の建設の件で、後でというお話もありましたけれども、この補正予算が通ると、この方向でどんどん進んでいくということもあるので、私は今聞かせていただきたいと思うんですが、一般質問でも言いましたけれども、ほかの委員さんも、多分、住民の方から聞いたはると思うんです、声を。それで、住民の方はやっぱり怒ってはるんですよ。何を怒ってはるかというのと、あんな不便なところに何で決めたんやというのが一つ。もう一つは、知らん間に決めていいのかと、税金で建てる建物を勝手に決

めて、住民の意見聞かんと決めてええんかと、この2つで怒ってはるんですね。それについてどのようにお考えでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 特別委員会でもご報告させていただきたいというふうに思っていますし、一般質問ということでもございましたので、どうして住民さんに対して広報をしていかないんだというようなことなのかなというふうに思うんですけども、私ども今考えてございますのは、確かに9月に、建設用地となりますところをここにしますというような形を決めさせていただきました。ただ、これは、これまで建設委員会のほうで言われていた建設地が決まらないことには施設計画なり事業計画はできないよというようなことがあって、建設地を決めることによって基本計画にございます項目を成り立てようと、それに向かって基本計画を策定するための一つの項目でございました。

それで今般、この後開いていただきます特別委員会のほうに、外部委員会であります建設委員会からの意見具申がございましたので、その内容についてご報告させていただくと。この中でご報告させていただいた後、今後、基本計画について広報を広げていこうというようなことでございますので、この中途のときに広報するというのは余りよくはないだろうというような判断がございます。

あわせて、この議会でご報告もさせていただいてございます都市計画の関係がございまして。宇治田原町のまちづくりをどのようにしていくんだというところを、今般、議会にもご報告をさせていただいて、道路はこうしていきます、用途なり、工場用地なりをどういうふうに配置していきましょうということをご報告させていただきます。

そういった全てのことを、要はトータル的に見えた形で住民の方にご報告させていただくのが一番わかりやすい方法であり、意見もいただける方法であろうというふうに考えているところでございましたので、なかなか今西議員さんの一般質問に対しても、何度もまだ途中段階ですよというようなことでお話しさせていただいていたというようなところでございます。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 今西委員。

○委員（今西久美子） 用地が決まらないことには何も進まない、それはわかるんですよ、わかります。先に用地を決めなあかんというのわかります。議会の提言からも早く決めろという話もあったかと思うんですけども、さっきも言いましたけれども、住民さんが怒ってはるのは、何であんな不便なところかというのが一番大きな声なんです。

そういう意味では、何でそこなんかをきちっと町が説明する責任があると思うんです。その点で、もちろん基本設計とか全部できてから住民さんの意見を聞くというのも、それは一つやと思います。それも必要やと思いますけれども、用地の段階できちんと説明をする責任が、私は町にはあると思うんですけれども、どうですか。

○委員長（山内実貴子） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 繰り返しになるんですけれども、決して住民の方々に対して報告しないとかいうことではなしに、まだ、要は最終的な審議を終わっていない、審査が終わっていないというような私どもは判断をさせていただきます。その上で、広報をさせていただきたいなというふうに考えているところでございます。以上です。

○委員長（山内実貴子） 今西委員。

○委員（今西久美子） ちょっと私のほうも繰り返しになりますので、あと特別委員会のほうでもお聞かせをいただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長（山内実貴子） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようでございますので、議案第54号に係る総務建設常任委員会所管課分につきましては終了いたします。

次に、日程第2、議案第60号について、質疑のある方は挙手を願います。今西委員。

○委員（今西久美子） まず、これ条例が2つありますね。職員給与と特別職の給与条例。この1つになっているのは何ででしたっけ。1つの議案になっているのはなぜですか。

○委員長（山内実貴子） 清水課長。

○総務課長（清水 清） ご答弁申し上げます。

関連する条例でございますので、及びでくりまして、2つの条例を1つでご提案させていただいたところでございます。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 今西委員。

○委員（今西久美子） 私、職員さんの給与と特別職の給与というのは、ちょっと違うと思うんです。関連するのはわかりますけれども、そんなん言うたら議員も関連するんであって、ここはひとつ分けて議案として提出すべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（山内実貴子） いかがでしょう、清水課長。

○総務課長（清水 清） 以前からの提案の形もそうであったというところでございますけれども、特に分けなければいけないというような積極的な理由もございませんでした。

ので、このような形で提案をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 今西委員。

○委員（今西久美子） 分けてほしいと思うんですが、今後、どうですか。

○委員長（山内実貴子） 清水課長。

○総務課長（清水 清） 今後につきましては、委員の意見も参考にさせていただきたい
と思います。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 今西委員。

○委員（今西久美子） ぜひよろしくをお願いします。

それと、先ほど谷口整委員のほうから、改定については職員組合とは妥結したというお話がありましたけれども、この勤勉手当の支給率は引き上がります。給料表の見直しについても引き上がります。ただ、扶養手当がトータルでいくと下がりますよね。例えば、配偶者がいて子どもさんが1人いる家庭の方については、引き下がると。今後、29年、30年引き下がるということになりますが、全体として、職員さんの中でこの3つの①、②、③との改正で、下がる人もいれば上がる人もいると思うんですけれども、その辺の割合といいますか、その辺はデータとしてお持ちでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 清水課長。

○総務課長（清水 清） 先ほどのご質問でございますけれども、例えば配偶者のいない方の加算分、あるいは特例の分を加味しないで特殊要因を除いて単純に比較した場合でございますけれども、約7割の方、配偶者なり扶養を有しておられる方で7割が増額となります。また、残りの3割は減額ということになる次第でございます。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 今西委員。

○委員（今西久美子） 7割が増額ということで、その辺も含めて職員組合とは妥結されたのかなとは思いますが、人勧ということで、これについてはわかりました。

次に、特別職のほうですが、期末手当が0.1月分引き上げになると。これ、0.1月分で計算したらわかるんですけれども、幾ら上がるんですか。それぞれちょっと教えてください。

○委員長（山内実貴子） 清水課長。

○総務課長（清水 清） それでは、町長、副町長、教育長ということで、順に説明をさせていただきます。

町長につきましては、改正をしました後、増減額といたしまして9万8,550円、

副町長につきましては8万1,000円、教育長につきましては7万5,600円の増額となります。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 今西委員。

○委員（今西久美子） きのうちも文教厚生常任委員会のところで、地域福祉計画というのが提示をされたんです。その中に、計画策定の背景として、近年の雇用市場の変化に伴う非正規雇用の増加や若年者の失業問題、母子家庭の母親や高齢者、障がい者等、就労しても十分な生活を得られないなどの貧困問題の表面化という、これが今の時代の背景やということがうたわれているんです。その中で、それぞれ町長、副町長、教育長。町長など約10万円もの引き上げとなりますが、この辺について時代背景との絡みで、町長、どのようにお感じでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 町長。

○町長（西谷信夫） 確かに、そういう地域福祉計画については格差というのが出ている部分はあろうかというふうに思っております。今回のやつは、人事院勧告に基づくということで、それに準ずるということでございますけれども、貧困等そういった部分については、多面的な施策のほうでやっぱりフォローはしていくべきであろうかというふうには思っております。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 今西委員。

○委員（今西久美子） その人勧ということもあると、それはそれで私も一定理解はしますが、職員さんなんかについてはそのとおりで、妥結もされているということで賛成しますけれども、この町長、副町長、教育長、特別職については、生活給とはちょっと違うと思うので、その辺は何でもかんでも人勧どおりということでは私はないと思うんです。住民感情からいっても、ここはやっぱりこういう時代、さっき言いました背景の中で、ちょっと遠慮すべきではなかったかなと思います。

そういう意味で分けてほしいというふうにお願いをしておきましたので、これ、意見として述べさせていただきます。以上です。

○委員長（山内実貴子） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようでございますので、議案第60号につきましては終了いたします。

次に、日程第3、議案第61号について、質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山内実貴子) ないようでございますので、議案第61号につきましては終了いたします。

次に、日程第4、議案第57号、平成28年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

当局より説明を求めます。町長。

○町長(西谷信夫) それでは、議案第57号につきましてご説明を申し上げます。

議案第57号、平成28年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正を行うものであり、補正額は871万3,000円を減額し、補正後の予算総額を6億2,184万5,000円とするものでございます。

なお、本議案につきましては、先ほど議案第54号でご説明させていただきましたとおり、人事異動等に伴う人件費の補正のみでございますので、どうかよろしくご審査賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長(山内実貴子) 説明が終わりました。

質疑のある方はページ数など明確に指定をし、簡潔に質問をお願いいたします。質疑のある方は挙手を願います。今西委員。

○委員(今西久美子) これ人件費だけやということですが、職員が前年度より1人減っているんですね。その関係だと思えるんですが、その辺で現場として、職員が減ったということについて仕事量がふえるということにもなると思えるんですが、これ上下水道課は、下水道にかかわる人、上水道にかかわる人ということで、明確に分かれていますか。

○委員長(山内実貴子) 下岡課長。

○上下水道課長(下岡浩喜) まず、給与の予算につきましては、下水道と上下水道に完全に分けております。今回、上下水道に関しましては、4級職員の1名減によりまして減額となっております。

○委員長(山内実貴子) 今西委員。

○委員(今西久美子) 給与の面ではきっちり分けていると。ただ、その仕事面ではどうなんですか。

○委員長(山内実貴子) 下岡課長。

○上下水道課長(下岡浩喜) 現在、上下水道課は、水道係、下水道係と業務係、3係で

業務をやっておりますが、1つの課ということで上下水道の事業を完全に担当で分けていることはございません。それぞれ協力体制を持って業務に当たっております。以上です。

○委員長（山内実貴子） 今西委員。

○委員（今西久美子） そんな中で職員が1人減ったということで、仕事量は変わらないと思うんですけども、そんな中でことしの9月、本当に大変な水道管の破損の事故があったりして、より大変やったと思うんですけども、その辺で現場として、職員の数が減るということに対して、言いにくいですかね、ちょっと現場の職員さんの声なんかを紹介いただけたらなと思うんですけども。

○委員長（山内実貴子） 下岡課長。

○上下水道課長（下岡浩喜） 委員がおっしゃるとおり、職員の減というのは、確かに職員それぞれに負担がかかります。先ほど申し上げましたように、3係の中でそれぞれの業務を協力し合うという形を持って今年度は臨んでおりますので、このまま対応していけるかなとは考えております。

○委員長（山内実貴子） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようでございますので、議案第57号につきましては終了いたします。

次に、日程第5、議案第58号、平成28年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局より説明を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第58号についてご説明を申し上げます。

議案第58号、平成28年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正のほか、修繕費等に関する事業費を補正するものでございます。

詳細につきまして、担当課長よりご説明を申し上げますので、どうかよろしくご審査を賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（山内実貴子） 下岡課長。

○上下水道課長（下岡浩喜） それでは、水道事業会計補正予算（第1号）の主な補正内容につきましてご説明申し上げます。

まず、補正予算書のほうの3ページをごらんください。

収益的収入及び支出につきましては、収入、第1款水道事業収益で48万4,000円を追加し、補正後の予算総額を3億882万8,000円に、支出、第1款水道事業費用で500万4,000円を追加し、補正後の予算総額を2億9,212万1,000円とするものです。

水道事業収益では、第2項営業外収益で消費税還付金48万4,000円を追加し、水道事業費用では、第1項営業費用で配水及び給水費670万9,000円を追加するとともに、総経費170万5,000円を減額しております。

次に、補正予算書4ページをごらんください。

資本的収入及び支出につきましては、支出、第1款資本的支出で、第1項建設改良費の事務費81万5,000円を減額し、補正後の予算総額を2億6,259万円とするものです。

続きまして、事前に配付されております議案第58号の資料、12月議会補正予算(第1号)概要、横長の表になりますが、そちらのほうをごらんください。

事業ごとの歳出補正の説明をさせていただきます。

まず、表の上段の収益的支出につきましては、事業番号1、配水及び給水施設管理費では、営業費用の配水及び給水費におけます備消耗品費、修繕費及び材料費の追加補正であり、合計で670万9,000円を追加しようとするものです。その概要は、本年9月5日に発生いたしました城山大橋付近での漏水事故の復旧等に要しました費用及び高尾配水池への送水ポンプの修繕に要する経費の追加をしております。

事業番号2、職員人件費では、営業費用の総経費におけます人事異動等に伴う給料等の補正であり、合計170万5,000円を減額しようとするものです。

表の下段の資本的支出につきましては、建設改良費の事務費におけます人事異動等に伴う給料等の補正であり、合計で81万5,000円を減額しようとするものです。

次に、補正予算書の14ページをごらんください。

1号補正の損益計算書となっております。表の下から2行目に当年度純利益の欄がございますが、当初予算では約603万円でありましたが、補正予算では約152万円の黒字となっております。以上です。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりました。

質疑のある方はページ数など明確に指定をし、簡潔に質問をお願いいたします。質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。馬場委員。

○副委員長（馬場 哉） 8ページに貸倒引当金40万7,816円、ちょっと僕知らな

いでわからないんですけれども、これはどういうことで貸倒引当金を充てたんですか。

○委員長（山内実貴子） 野田部長。

○建設事業部長（野田泰生） ただいまのご質問の件ですけれども、貸倒引当金といいましたら、いわゆる不納欠損分といえますか、年度末に見込まれます回収が不可能と判断される使用料金等につきまして、見込み値として上げさせていただいているものでございます。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 馬場委員。

○副委員長（馬場 哉） 見込み値ですが、結果はどうなって、それはその後どうしはるんですか。ちょっと教えていただけますか。

○委員長（山内実貴子） 野田部長。

○建設事業部長（野田泰生） 水道料金につきましては、また法的な税金とは性格が違いますが、基本的には、法的には2年で時効を迎えることとなりますが、水道事業の場合につきましては、一旦不納欠損いたしましたとしても、簿外管理といひまして、本来ならば債権として回収すべきところからは外れるんですけれども、引き続き職員といたしましては徴収のほうを含めまして、回収できた分につきましては雑収入として受けることとしておりますので、2年たったからといひましてそのまま置いておくものではなく、引き続き回収のほうには努めていくようにしているところでございます。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 馬場委員。

○副委員長（馬場 哉） 知識として教えてもらいたいんですけれども、2年間の引当金総計はどのくらいあるんですか。2年間、引当金を回収しはる過程の総額は、どれぐらい残っているんですか。

○委員長（山内実貴子） 野田部長。

○建設事業部長（野田泰生） 近年の実績でございますけれども、比較的、水道料金につきましては、徴収率のほう、若干おおよその数字になりますけれども、99%前後を回収いたしておりますので、比較的収納につきましてはできているほうと感じておりますし、未収の分につきまして1%前後につきましては、回収のほうを鋭意努力して、過去にさかのぼって回収のほうのデータを持っておりますので、それにつきましては、また定例の決算のほうもございまして、その辺のほうでも見ていただける状況でございます。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 馬場委員。

○副委員長（馬場 哉） ありがとうございます。すみませんでした。

○委員長（山内実貴子） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようでございますので、議案第58号につきましては終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

職員の入替えを行います。

休 憩 午前11時29分

再 開 午前11時34分

○委員長（山内実貴子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議案第54号、平成28年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局より説明を求めます。奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） それでは引き続きまして、一般会計中、文教厚生常任委員会所管の分に関しまして、再度、私のほうからご説明を申し上げたいと存じます。

再度、主要事項調書と横長の表でご説明を申し上げたいと存じます。この横長の概要のほうをごらんいただきたいと存じます。

1 ページ目の4番目でございます。福祉課所管でございます。民生児童委員協議会事業費11万9,000円の増額補正でございます。これにつきましては、民生児童委員の方々には、日々いろいろ住民福祉の充実のためご努力いただいておりますが、今般12月1日から、新委員さんが新任期のもとご尽力いただいております。この民生児童委員の方々に対しましては、京都府並びに町のほうで補助金として交付させていただきまして、活動に充てていただいておりますが、今般、交付税単価がアップされたということと、民生児童委員の定数が、これまで民生児童委員、主任児童委員、合わせまして25名だったものを、2名増加いたしまして27名体制としていただきましたことによりまして、府の補助金、町の補助金それぞれを増額させていただくものでございます。

続きまして、5番目、これも福祉課所管でございます。臨時福祉給付金（経済対策分）の事業費でございます。消費税の引き上げによる影響を緩和するため、低所得者を対象に臨時福祉給付金を給付するものでございまして、2,834万8,000円の増額補正をさせていただくものでございます。

主要事項調書の2ページをごらんください。

こちらのほうに図も交えまして概要を掲載させていただいておりますが、もともとこの事業に関しましては、補正前はゼロとなっておりますが、経済対策分がゼロでございまして、この臨時福祉給付金といたしましては28年度分906万円をもともと当初予算で計上させていただいております。

この906万円というのは、下の図で申し上げますと、28年度3,000円というのが四角囲みであろうかと思いますが、これは消費税率が10%に上げられますと、軽減税率が制度になるということで、一定所得の低い方々にもその制度でできるだけ低く抑えるという制度が、10%の消費税になった際にはこういう制度になるんですが、そのためにもともと予定されておりました平成29年4月1日に10%になるという予定のもと、それまでの対策といたしまして、平成28年10月から29年3月までの半年分3,000円ということで、906万円を計上させていただいておったものでございますけれども、経済対策分として今回補正させていただきましたのは、この消費税率の引き上げ時期が2年半、平成31年9月に2年半延長、延期されましたことから、先ほどの半年のほうで3,000円というのを2年半に直しますと、換算いたしますと1万5,000円となりますことから、この給付対象者に書かせていただいております方々に対しまして1人1万5,000円を支給しようということで、国の経済対策分といたしまして今回補正予算計上させていただいております。

それから続きまして、横長の表にまた戻らせていただきますけれども、6番目、介護医療課所管でございます。国民健康保険特別会計繰出金237万円の減額補正でございます。これにつきましては、職員人件費等の補正に伴います繰出金の減額でございます。

7番目、これも介護医療課所管でございます。介護保険特別会計繰出金、これは378万5,000円の増額補正でございます。これにつきましても、職員人件費の補正並びに介護保険の電算システムの改修に伴う費用等の追加でございます。

2ページをごらんください。

8番目、健康児童課所管でございます。一時保育施設等整備事業費ということで、保育所敷地内に一時保育施設を整備するための実施設計費用として、今般300万円の補整予算計上をお願いするものでございます。

主要事項調書の3ページをおあげください。

こちらにございますように、一時保育につきましても、現在、専用の保育室の確保が必要となっておりますが、この一時保育室等の保育スペースを新たに確保させていただくと。また、年度途中の乳児の受け入れにも対応させていただこうと、保育所の敷地

内に新たな保育施設を増築いたしまして、子育て支援の充実を図ろうとするものでございます。

内容といたしましては、保育所敷地内での施設増築の設計費用300万円を掲載させていただいておりますが、場所につきましては、動線の利便性ですとか、安全性等を総合的に考慮する中で、今後のこの協議の中で決めさせていただきたいと考えておりますが、現在の予定では、木造平家で約130平米程度、一時保育室ですとか通常保育室にも利用可能なフリールーム、またトイレ、収納スペース等を兼ね備えました施設を増築させていただきたいと考えております。

以上、文教厚生常任委員会所管に関する部分のご説明とさせていただきます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりました。

質疑のある方はページ数など明確に指定をし、簡潔に質問をお願いいたします。質疑のある方は挙手を願います。今西委員。

○委員（今西久美子） 主要事項調書の3ページの、今ご説明ありました一時保育施設等整備事業ですが、保育所の増築、増設については、この間ずっとご要望もさせていただいてまいりました。やっと実現したかなと思うところです。

一時保育室については、当初は専用の一時保育室があったんですね。それが、子育て支援センターと同じように保育の部屋に使われて、今は保育所ホールの一部に、ホールの舞台の上に一時保育室があると。ホールを使うようなときには、それを撤去してなくなってしまうというような小手先のというか、そういう対応をしてこられたということで、今回、専用の一時保育室がきちんとできるということについては大変うれしく思っております。

場所、まだ決まっていないということですがけれども、大体の場所としては、保育所のどちら側になるのか。園庭、ただでさえ狭い園庭ですがけれども、そちらに行くようなことがないのかどうか。ちょっとその点をお聞きしたいのと、施設の内容については、乳児用のトイレや収納スペースの設置をしていただけるということですがけれども、当然、今の保育所の建物と隣接というか、いけいけになると思うんですがけれども、保育士さんの大人用のトイレもちょっと整備する必要があるんじゃないかと、ちょっと常々思っているんですが、その点はどうでしょうか。

○委員長（山内実貴子） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 今現在、配置につきましては、保育所内でさまざま検討しております。限られたスペースですので、どちらに建てるのがいいのかと動線のことも

確認しながら、保育所南側のスペースを活用して建てる案と、あと駐車場側の園庭の中、また駐車場のほうを一部そのスペースを潰す形で建てる案と、3つのパターンでどちらが一番全てのことを含んで効率がいいかということも検討しながら進めております。できるだけ園庭が減らないような形で対応できるようにと思っておりますので、そちらはこの設計をする中で確定していきたいと思っております。

建物のスペースの確保につきましては、今の案の段階で最低限必要な大きさと、圧迫感のない程度に必要な分が確保できるという形で130平米というふうに検討しております。その中で、職員のお手洗いについても確保できるかということも含めまして、今後、設計の段階で検討していきたいと思っております。

○委員長（山内実貴子） 今西委員。

○委員（今西久美子） 特に今ニーズが高いのは、やっぱり乳児さんですね。ゼロ歳、1歳、2歳さんが非常にニーズが高いということで、一般質問でも言いましたけれども、入りたいけれども入れなくて、やむなく育児休暇を延長したというようなお声もある中で、今回こういうことで保育スペースも通常保育にも活用可能なフリールームも含めて増築をするということで、その辺の対応をきっちりできるのかどうか、ちょっとその点だけ確認をしておきたいと思います。

○委員長（山内実貴子） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 一時保育に必要なスペースとあわせまして、同様にゼロ歳児でしたら必要なスペースで換算しました場合に、プラス10名程度は保育が可能なスペースをあわせて確保していくという形で、ゼロ歳児に限らず、そのスペースはまたさらに中で区切れるような形も検討しまして、ゼロ歳児と年齢が違う形で保育が必要になった場合でも対応できるようにということでフリースペースとしておりますので、当面の課題には十分対応できるかと考えております。

○委員長（山内実貴子） ほかにございませんか。谷口委員。

○委員（谷口重和） 今の今西議員の一時保育、この関係ですけれども、これ駐車場の話もありましたね。これ、今現在でも駐車場の送迎のとき、道路までずっと渋滞で行列で並んでいるようなときもあるので、まだそれでも狭くなったら、もちろん職員さんの駐車スペースは別につくるとか、それもあればいいけれども、それと今、元気っ子、あそこも建てかえ云々、またこれ今検討中という話も聞いているので、それも一緒に考えてもう一遍再検討してもらったらどうですか、これ。もちろん、図面ぐらいはできてもええですけれども。

○委員長（山内実貴子） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 職員の駐車場は、混雑のお話はずっとお聞きかせもいただいておりますし、現状も把握しておりましたので、近隣で職員の駐車場のスペースを今、確保にかかっております。おおむね話が進んでおりますので、そちらのほうを確保した上で、保護者さんのスペースは十分確保、またさらにできるかと考えておりますので、その上で建設場所は決定していきたいと思っております。

○委員長（山内実貴子） 谷口委員。

○委員（谷口重和） わかりました。

○委員長（山内実貴子） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようでございますので、日程第6、議案第54号につきましては終了いたします。

次に、日程第7、議案第55号、平成28年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を議題といたします。

当局より説明を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第55号につきましてご説明を申し上げます。

議案第55号、平成28年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正のほか、交付金及び納付金等の確定により所要の額を補正するもので、補正額は309万8,000円の減額となり、補正後の予算総額を14億7,272万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、課長よりご説明を申し上げますので、どうかよろしくご審査を賜り、ご可決いただきますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） それでは、国民健康保険特別会計12月補正（第3号）ということで説明させていただきたいと思っております。

横長の資料をもって、まず説明させていただきたいと思っております。

まず、主な改正点としましては、1番目、職員の人件費ということで、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

それと続きまして、2番目に、運営協議会開催費ということで、国保運営協議会の開催数を1回増加させていただくということで補正をお願いしておるものでございます。

それと、3番目の後期高齢者支援金分ということで、これにつきましては、短時間労

働者への被用者保険の適用拡大に伴う納付金の額の変更ということで、この変更につきまして国保連合会のほうで試算された金額をもとに金額を上げさせていただいておるところでございます。

続きまして、4番目の前期高齢者の納付金につきましても、これにつきましても同じく短時間労働者への被用者保険の適用拡大ということで、これも変更ということで上げさせていただいております。

同じく、5番目の概算介護給付金の納付金分ということで、これにつきましても短時間労働者への被用者保険の適用拡大に伴う変更ということで上げさせていただいております。

具体的な内容になるんですけれども、議案書のまず8ページ、9ページをごらんいただけますでしょうか。

歳出のほうからなんですけれども、今申し上げました1総務管理費で、職員人件費の更正ということで246万4,000円の減額ということでございます。それと、2番目の運営協議会会費ということで9万4,000円、1回分増額をさせていただいたということでございます。それと、後期高齢者の支援金ということで、これにつきましても後期高齢者支援金47万7,000円の減額ということでございます。同じく、前期高齢者納付金分につきましても同じく1,000円、これはプラスということでございます。続きまして、介護給付金といたしまして、これにつきましても介護給付の納付金ということで25万1,000円ということで、国保連合会のほうから試算された金額をもって計上させていただいております。

それに伴います歳入でございますけれども、前ページの6ページ、7ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、3款国庫支出金ということで、ここの普通調整交付金ということで、この3号補正の歳出額見合いの歳入調整をこの普通調整交付金で行っていくということで、マイナス107万5,000円ということを上げさせていただいております。あと、前期高齢者の納付金ということで、これにつきましてもこの金額の額が確定したということで34万7,000円の増額ということでございます。

繰入金につきましては、人件費とか運営協議会に係る分は差し引き計上させていただきまして、237万円の減額ということでございます。

それで、先ほど町長のほうからもありましたけれども、歳入歳出それぞれ309万8,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,272万

6,000円とさせていただくということで今回お願いしておるものでございます。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりました。

質疑のある方はページ数など明確に指定をし、簡潔に質問をお願いいたします。質疑のある方は挙手をお願いします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようでございますので、日程第7、議案第55号につきましては終了いたします。

次に、日程第8、議案第56号、平成28年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

まず、当局より説明を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第56号についてご説明を申し上げます。

議案第56号、平成28年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険事業勘定におきましては、人事異動等に伴う人件費の補正及び介護保険制度の改正に伴う介護保険システムの改修を行うものであり、補正額は496万5,000円の増額となり、補正後の予算総額7億4,820万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、課長よりご説明させていただきますので、どうかよろしくご審査を賜りまして、ご可決いただきますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） それでは、これにつきましても同様に、横長の1枚物の資料でご説明させていただきたいと思っております。

介護保険特別会計12月補正（第2号）ということで、概要を説明させていただきたいと思っております。

まず1つ目は、これも国保と同様に人件費の調整ということで283万7,000円ということで上げさせていただいております。

それと、2つ目になりますのは、介護保険システムの運営費の改修ということで、制度改正に伴うということで改修の費用を212万8,000円上げさせていただいております。

改正概要につきましては、介護保険施行令の一部を改正する政令が平成28年9月に公布されまして、その内容といたしましては、1号被保険者の介護保険料の段階の判定

に関する基準につきまして、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等に係る雑所得を控除した額を用いるということで、これに伴いますシステムの改修ということでございます。これまでは、この長期譲渡所得とか短期譲渡の特別控除につきましては、保険料を算出する際には含めて計算しておりました。これが、今回この改正に伴いまして、それらを除いて保険料を計算するということとなりますので、保険料は幾分下がってくるというような状況でございます。以上のような改正をするために、システムの補正をさせていただきましたということでございます。

議案書につきましては、議案書の8ページ、9ページをごらんください。

まず、歳出のほうからなんですけれども、これにつきましては、総務費の一般管理費ということで、人件費と介護保険システムの運営費ということで、それぞれ15万1,000円と252万8,000円ということで増額させていただいております。続きまして、同じく介護認定の審査会の調査費ということで人件費8万5,000円の減額、それと包括的支援事業ということで、こちらにつきましても人件費の調整ということで276万6,000円ということで上げさせていただいております。

続きまして、歳入になりますけれども、前ページの6ページ、7ページをごらんいただきたいと思っております。

こちらのほうとしましては、国庫補助金、国庫支出金、国庫補助金ということでございます。介護保険システムの改修補助金ということで118万円ということで計上させていただいております。一応、補助率としては2分の1でございます。

あと、繰入金としましては、今の人件費とか地域支援事業費に係るということで人件費の調整ということで、それぞれ介護認定の事務費繰入金8万5,000円の減額と、その他の事務繰入金ということで387万円ということで計上させていただいております。

これをもちまして、歳入歳出それぞれ496万5,000円を追加させていただいて、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,820万2,000円ということで今回計上させていただいているところでございます。以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりました。

質疑のある方はページ数など明確に指定をし、簡潔に質問をお願いいたします。質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようでございますので、日程第8、議案第56号についま

しては終了いたします。

審査が全て終わりましたので、直ちに討論に入ります。

まず、議案第54号の討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山内実貴子) ないようでございますので、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第54号の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(山内実貴子) 挙手多数であります。よって議案第54号、平成28年度宇治田原町一般会計補正予算(第3号)は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号の討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山内実貴子) ないようですから、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第55号の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(山内実貴子) 挙手全員であります。よって議案第55号、平成28年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号の討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山内実貴子) ないようですから、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第56号の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(山内実貴子) 挙手全員であります。よって議案第56号、平成28年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号の討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山内実貴子) ないようですから、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第57号の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(山内実貴子) 挙手全員であります。よって議案第57号、平成28年度宇治

田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号の討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですから、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第58号の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（山内実貴子） 挙手全員であります。よって議案第58号、平成28年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号の討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですから、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第60号の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（山内実貴子） 挙手全員であります。よって議案第60号、宇治田原町職員の給与に関する条例及び特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号の討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） ないようですから、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第61号の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（山内実貴子） 挙手多数であります。よって議案第61号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、今回、補正予算特別委員会に付託された議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、補正予算特別委員会委員長名をもって委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、12月20日の本会議において討論される方は、討論通告書を本日午後5時までに、議長まで提出してください。

委員各位の慎重な審査を賜り、ご協力ありがとうございました。

これをもって補正予算特別委員会を閉会することにいたします。

どうもご苦労さまでございました。

閉 会 午後0時03分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

補正予算特別委員会委員長 山 内 実 貴 子